

## 当医院からのご案内

※記載例

●当院は、厚生労働省東北厚生局に指定を受けた保険医療機関です。

●個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、治療目的以外には使用しません。

●通院困難な患者さんには、歯科訪問診療を行なっています。

●新しい義歯（取り外しができる入れ歯）を作るときの取り扱いについて。

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければなりません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

●当院では診療情報の文書提供に努めています。

▼当医院は、保険外併用療養費を取り扱っています

●金属床による総義歯の提供（料金の一部は保険から補填されます）

コバルトクロム床 円 チタン床 円 金床 円

●お子様（13歳未満）のう蝕の指導管理とフッ素塗布を行っています。

フッ化物の塗布 円 小窩裂溝填塞

※詳しい内容は、当院スタッフまでご遠慮なくお問い合わせ

※各医療機関の届出ている金額を記載してください。届出を行っていない場合は削除あるいは横線を引いてください。

〇〇歯科医院

（電話番号 XXX-XXX-XXXX）

診療時間：月～水、金 9:30～18:30

（12:30～14:00 昼休み）

木 12:30 まで 土 17:30 まで

管理者（院長）：〇〇 〇〇

歯科医師：〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

歯科技工士：〇〇 〇〇

## 当医院からのご案内

▼当医院は、以下のチェックした項目の施設基準等に適合している旨、厚生労働省東北厚生局に届出を行っています。

●**歯科初診料の注 1 に規定する基準**

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備が図られ、歯科医師が常勤しています。

※各医療機関で届出を行っている項目を選び、□にチェックしてください。届出を行っていない項目は削除あるいは横線を引いて使用してください。

●**明細書発行体制等加算（レセプト電子請求をする医療機関）**

すべての患者さんへ明細書の発行を無料で行っています。必要のない場合にはお申し出ください。

●**歯科外来診療環境体制加算**

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を保有しています。なお、当院での医療安全に関する取り組みは別掲をご参照ください。（医療安全に関する詳細は別掲）

●**歯科診療特別対応連携加算**

特別な対応が必要な患者さんに、安心して安全な歯科医療の提供を行えるよう以下の装置・機器等を備えています。

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素供給装置（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救急蘇生セット

緊急時に対応できるように、下記の医科の保険医療機関との連携を行っています。

●**総合医療管理加算（歯科疾患管理料の注 11 に規定する基準）・歯科治療時医療管理料**

患者さんの歯科治療を行うにあたり、医科の主治医や病院と連携し、治療前、治療中及び治療後における患者さんの全身状態をモニタリング等により、管理できる体制が整備されています。

●**かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所**

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了し、その対策を講じています。う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

●**歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準**

在宅で療養している患者さんへの歯科訪問診療を行っています。

●~~在宅療養支援歯科診療所~~

~~訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保し、下記の医院、支援事業者や病院歯科と連携しています。~~

●**在宅患者総合医療管理加算（歯科疾患在宅療養管理料の注 4 に規定する基準）・在宅患者歯科治療時医療管理料**

在宅で患者さんの歯科治療を行うにあたり、医科の主治医や病院と連携し、治療前、治療中及び治療後における患者さんの全身状態をモニタリング等により、管理できる体制が整備されています。

● **歯科訪問診療に係る地域医療連携体制加算**

歯科訪問診療において、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、下記の病院や医院と連携し、夜間等における緊急時の対応を確保しています。

● **在宅歯科医療推進加算**

在宅で療養している患者さんを中心に歯科訪問診療を推進しています。

● **有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査、咬合圧検査**

義歯（入れ歯）装着時の下顎運動、咀嚼運動、咬合圧を測定するために、歯科用下顎運動測定器、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置、歯科用咬合力計を備えています。

● ~~精密触覚機能検査~~

~~専門の研修を受けた歯科医師が配置され、十分な機器を備えて当該検査を行っています。~~

● **歯科口腔リハビリテーション料 2**

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行います（別の医療機関で顎関節治療用装置を製作した患者さんについても指導や訓練を行います）。

● **手術用顕微鏡加算**

複雑な根管治療には手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

● **う蝕歯無痛的窩洞形成加算**

う蝕治療時にレーザー照射により治療時の振動や音、痛みを少なくして、充填のためのう蝕の除去及び窩洞形成を行なっています。

● **CAD/CAM 冠**

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠（小臼歯、下顎第一大臼歯 ※金属アレルギーの患者さんは除く）を用いて治療を行っています。

● **歯科技工加算 1・2**

院内に歯科技工士がいますので、迅速に義歯（入れ歯）の修理及び内面適合法（軟質材料）を行います。

● **歯周組織再生誘導手術**

重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行なっています。

● **手術時歯根面レーザー応用加算**

歯周病手術時の根面歯石除去等にレーザー照射を応用することで、痛みを少なくし、殺菌・無毒化治療でより有効な治療を行っています。

● **手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術**

歯根端切除手術を行う際、手術用顕微鏡を用いて治療（歯根端切除手術）を行っています。

● ~~口腔粘膜血管腫凝固術~~

~~専門の知識及び経験をもつ歯科医師が配置され、当該治療を行うことができるレーザー機器により口腔粘膜血管腫凝固術を行っています。~~

● **口腔粘膜処置**

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

● **レーザー機器加算**

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

● クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

● ~~歯科矯正診断料~~

~~歯科矯正セファログラム（頭部エックス線規格写真）が行なえる機器を備えています。歯科矯正の手術を担当する下記の病院歯科とのあいだの連絡・連携体制が整備されています。~~

● ~~顎口腔機能診断料~~

~~下顎運動検査、歯科矯正セファログラム（頭部エックス線規格写真）及び咀嚼筋筋電図検査が行なえる機器を備えています。歯科矯正の手術を担当する下記の病院歯科とのあいだの連絡・連携体制が整備されています。~~

● 外来後発医薬品使用体制加算

後発（ジェネリック）医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されており、その使用を積極的に行っています。

連携先保険医療機関名

岩手医科大学附属病院

電話番号 019-651-5111

〇〇内科医院

電話番号 XXX-XXX-XXXX

岩手医科大学附属病院歯科医療センター

電話番号 019-651-5111

※届出ている保険医療機関名を記載してください。

矯正の手術を担当する連携先保険医療機関名

岩手医科大学附属病院歯科医療センター

電話番号

019-651-5111

## 歯科外来診療環境体制（医療安全に関する詳細）

- 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が配置されています。
- 患者さんに安心安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具等を有しています。

自動体外式除細動器（AED）、経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素供給装置、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置

- 診療における偶発症等緊急時に対応できるように、「**岩手医科大学附属病院**」と事前の連携体制が確保されています。
- 偶発症等緊急時において、上記連携医療機関に電話連絡し、迅速に救急車・自家用車等にて搬送を行います。
- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な感染症対策を行っています。
- 感染症の患者さんに対する歯科診療について、診療体制を常時確保しています。
- 歯科用吸引装置等により、歯科ユニットごとに歯の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を整備しています。

※届出ている保険医療機関名を記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 歯科医院

※歯科外来診療環境体制加算（外来環）を算定している医療機関は医療安全管理対策を掲示します。上記を参考に施設基準を基本とし、必要があれば各医院の実態にあわせて掲示内容を変更してください。

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

※届出は不要になりましたが、レセプト電子請求を開始した年月日を記載してください。

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 年 月 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

※公費負担医療の場合も発行することとなりました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 年 月 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 歯科医院

※レセプト電子請求を行っている保険医療機関では医療費明細書の発行が義務となっており、そのためこちらを掲示してください。

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方には、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂いたうえで、発行を希望される方は会計窓口までお申し出下さい。発行手数料は1枚 \_\_\_\_\_ 円になります

※各医療機関の届出ている金額を記載してください。

なお、全ての患者さんへの明細書の発行、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者さんへの明細書の発行については、自動入金機の改修が必要なため、現時点では行っておりませんので、その旨ご了承ください。

※正当な理由が下記の（１）の場合は自動入金機部分の記載を削除してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 歯科医院

※正当な理由によりレセプト電子請求が義務付けられておらず、明細書の原則無償発行が義務付けられていない保険医療機関ではこちらを掲示してください。

正当な理由

- （１）明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピューターを使用している場合
- （２）自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な場合

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方には、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただいた上で、発行を希望される方は、会計窓口までお申し出下さい。発行手数料は1枚\_\_\_\_\_円になります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 歯科医院

※レセプト電子請求を行っていないが明細書を発行している医療機関ではこちらを掲示してください。

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行するシステムを備えていないため、明細書の発行はしていません。

その点御理解いただき、診療にかかる費用については、初・再診料、投薬、注射、などの区分ごとに費用を記載した領収証を発行いたしますのでご確認下さい。

平成 年 月 日

〇〇 歯科医院

※レセプト電子請求を行わず、明細書の発行も行わない医療機関ではこちらを掲示してください。